

医 薬 第 4 4 7 6 号
平成30年1月31日

公益社団法人岡山県医師会
一般社団法人岡山県病院協会
一般社団法人岡山県薬剤師会
一般社団法人岡山県訪問看護ステーション連絡協議会
岡山県国民健康保険団体連合会
社会保険診療報酬支払基金岡山支部

御中

岡山県保健福祉部医薬安全課長



難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく
事務の移譲について（お知らせ）

本県の難病対策の推進につきましては、平素から格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第69号）に基づく特定医療費の支給等に関する事務のうち、岡山市の区域内で実施されるものについては平成30年4月1日から同市に権限が移譲されることとなりました。

このため、別紙の事務につきましては、同日から同市が窓口となりますので、お知らせします。

会員への周知等について、よろしくお取りはからいください。

なお、難病指定医及び難病指定医両機関に対しては、別添のとおり送付することとしておりますので、申し添えます。



岡山県保健福祉部医薬安全課
特定保健対策班
電話：086-226-7342

■平成30年4月1日から、岡山市が実施する事務（岡山市の区域内で実施されるものに限る。）

①特定医療費の支給に関する事務

- ・ 特定医療費の支給（第5条第1項）
- ・ 申請の受付（第6条第1項）
- ・ 指定医の指定（第6条第1項）
- ・ 支給認定に係る認定・交付、変更及び取消に関する事務（第7条第1・2～4項、第10条、第11条）
- ・ 指定難病審査会の設置（第8条）
- ・ 特定医療費の審査及び支払いに係る事務（第7条第7項、第25条）
（指定医療機関の指定関係）
- ・ 指定医療機関の指定、公示（第5条第1項、第24条）
- ・ 患者が特定医療を受ける指定医療機関の選定（第7条第3項）
- ・ 指定に係る申請、更新、指定の辞退の受付、変更及び取消（第14条、第15条第1項、第19条、第20条及び第23条）
- ・ 指導（第18条）
- ・ 報告徴収（第21条第1項）、支払差し止め（第21条第4項）
- ・ 勧告、公表、命令、公示（第22条）

②①に付随する権限及び事務

（特定医療費の支給事務関係）

- ・ 不正な特定医療費の支給を受けた患者からの不正利得の徴収（第34条第1項）
- ・ 特定医療費の支給に関する報告等の命令（第35条第1項）
- ・ 特定医療費の支給に関する報告等の命令に応じない患者等に対する過料に係る条例の制定（第47条第2号）

（支給認定の事務関係）

- ・ 厚生労働大臣が行う特定医療費の支給に関する調査の協力（第36条第1項、第2項）
- ・ 患者の資産状況等の調査権限（第37条）
- ・ 医療受給者証の返還命令に応じない患者等に対する過料に係る条例の制定（第47条第1号）

（特定医療費の審査及び支払い事務関係）

- ・ 不正な特定医療費の支給を受けた指定医療機関からの不正利得の返還命令等（第34条第2項）

③療養生活環境整備事業に関する事務

- ・ 難病相談支援センター（第28条第1項第1号、第29条）
- ・ 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業（第28条第1項第2号）
- ・ 在宅人工呼吸器使用患者支援事業（第28条第1項第3号）

【広報誌などの原稿例】

平成30年4月1日から特定医療費の支給に関する事務が
岡山市に移譲されます。

平成30年4月1日から、難病法に基づく特定医療費の支給に関する事務のうち、岡山市の区域内で実施されるものについては、岡山市に権限が移譲されます。

【岡山市が主体となり実施することになる主な事務】

- ・ 申請の受付（岡山市内の方は、岡山市が申請を受け付けます。）
- ・ 特定医療費の審査及び支払事務（岡山市内の方は、岡山市が審査し支払を行います。）
- ・ 特定医療費の支給等（岡山市内の方については、岡山市が支給します。）
- ・ 指定医の指定（岡山市の区域内に勤務する指定医は、岡山市が指定します。）
- ・ 指定医療機関の指定（岡山市の区域内の指定医療機関は、岡山市が指定します。）

ご不明な点がございましたら、次の窓口までお問い合わせください。

【事務移譲全般について】

岡山県保健福祉部医薬安全課（電話086-226-7342）

【岡山市区域内の申請・支給等について】

岡山市保健所健康づくり課（電話086-803-1271）

【岡山市区域内の指定医・指定医療機関について】

岡山市保健福祉局保健管理課（086-803-1251）